

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)南山開発
住所：沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年7月17日 4ヶ月
 至 令和8年11月16日

3. 事実概要
(株)南山開発は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第13号＞

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564